

大綱の策定について

大綱の性格

- 1, 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や、施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策の策定まで求めているものではない。
- 2, 教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌して策定されるものである。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 3, 教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、首長が策定するものとするが、首長の大綱策定権限は、教育委員会の権限に属する事務の管理や執行権を首長に与えたものではない。
- 4, 大綱の策定に当たっては、教育行政に混乱が生じないようにするためにも、首長と教育委員会との間で十分に協議し、調整を尽くすことが重要である。
- 5, 首長と教育委員会とが協議し、調整を経て策定された大綱については、首長と教育委員会の双方に尊重義務が生じるものである。

大綱が対象とする期間

首長の任期が4年であることや国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度を想定している。

大綱の記載事項

大綱に盛り込むべき事項は各地方公共団体の判断に委ねられるが、予算や条例等の地方公共団体の長が有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

※大綱の策定に整合を保つ必要があるもの

- ・大井町総合計画「おいきらめきプラン」
- ・大井町の教育基本方針及び基本目標
- ・第3次大井町生涯学習推進計画

など

(案)

大井町教育大綱

基本理念

『生きる力の育成とひとづくりの推進』

基本目標

- 人格の完成をめざして、知・徳・体の調和のとれた心豊かな人間性の涵養と個性を重視した教育の創造に努めます。
- 心身ともに健全な青少年の育成を図るために、世代間の交流や次代を担うひとづくりをはじめ、家庭・学校・地域の連携と実践を推進します。
- だれでも安心して学べる学習環境の構築とコミュニティが充実した協働のしくみづくりを進めます。

基本方針

学校教育

- 1 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を重視し、生きる力を育む教育課程の充実を図ります。
- 2 基礎的・基本的学習の定着を図るとともに、幼児・児童・生徒一人ひとりの個性に応じた教育を展開していきます。
- 3 小・中学校間の連携や交流を推進し、学校教育の充実を図るとともに、教育環境の整備・充実に努めます。

社会教育

- 1 町民がいつでも学習できる場や情報の提供を推進し、学習活動への支援や学習基盤の整備を図ります。
- 2 町民との協働による事業の組織づくりや、町民が主体的に学習できる場づくりを推進します。
- 3 ひとづくりを積極的に推進するため、家庭・学校・地域の連携体制を充たせ、地域社会に貢献できる町民の育成を図ります。

計画期間

平成 27 年度～平成 30 年度までの 4 年間